

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農産物を活用した賑わい創出計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北本市

3 地域再生計画の区域

北本市の全域

4 地域再生計画の目標**4-1 地方創生の実現における構造的な課題**

本市の人口は平成17年をピークに減少に転じ、農業生産者についても高齢化や後継者不足のため減少しており、耕作放棄地が増加している。また、地産地消施設である「北本市農業ふれあいセンター」では、市内の農産物を直接販売してきたが、来客者が固定化していることから消費増加に至っておらず、農業振興の推進に結びつきにくい状況である。

そのような中、平成27年度からの地方創生関連事業の取組により、レトルト北本トマトカレーが「ゆうパックふるさと小包」に採用されるとともに、大手観光会社によるバスツアーが新たに造成されるなど、民間事業者の取組を誘発し、本市の知名度の向上と来訪者の増加等一定の効果が見られる。しかし、「北本市農業ふれあいセンター」への来客者が市内を回遊し、各観光資源、まちなかの店舗等で消費活動を活発化させる状況には至っておらず、農業生産力の強化や新たな担い手の育成には繋がっていない現状から、次のステップとして市内における消費促進に向けた新たな施策を講じる必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像**【概要】**

本市は近隣市町と比較して人口減少が急激に進んでおり、特に若い世代の転

出傾向が続いていることから、まちの活力低下が懸念されている。そのため、本市では平成27年度から国の地方創生関連事業として、「北本市物産観光キャラバン」及び「北本市来訪者消費促進事業」を実施し、本市の知名度の向上と来訪者の市内回遊を誘導し、地域経済の活性化とまちに活気をもたらせることで人口減少対策を図ってきた。

また、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域産業の安定経営と活性化を導く支援制度の充実という施策に取り組むこととしている。その中で、農業ふれあいセンターを新たに(仮称)北本農家テラスとして整備し、「北本らしい農作物等のPR促進(農を魅せる仕組みづくり)」、持続可能な農業経営の推進を図るとともに、更なる本市の知名度の向上と若者の移住・定住・交流を促進し、人口減少に歯止めをかけるため、当センターを活用し、若い世代に本市の魅力を発信していく必要がある。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
(仮称)北本農家テラスの売上高(千円)	328,914	0	40,000
(仮称)北本農家テラスの利用者数(人)	190,622	0	20,000
観光客入込客数(人)	867,995	0	12,005

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
20,000	10,000	6,000	76,000
10,000	5,000	3,000	38,000
20,000	30,000	40,000	102,005

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007（拠点整備）】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

（仮称）北本農家テラス（北本市農業ふれあいセンター）整備プロジェクト

③ 事業の内容

北本の農業と観光、地域経済の更なる振興を図るために、国道17号線に面した好立地にある既存の農業ふれあいセンター施設を活用し、空間をリニューアルするとともに、農家と交流できる施設、北本の農、食や健康、観光を訴求する施設として、また、市内の観光資源を周遊する拠点施設として、（仮称）北本農家テラスとして新たな機能を付加した施設に再整備する。

施設と農業者の結びつきを強化するとともに、地産地消商品の品ぞろえの充実、新たな加工品の販売、農業体験との連携、北本農産物の魅力・特徴の情報発信、農業者や商業者とのイベント実施、市内周遊ツアーの実施等各種新規事業を連携させ、市内ファミリー層や広域からの観光客の確保、顧客リピート化を図り、北本産農産物の6次産業化、地域ブランド化、観光振興も併せて実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

北本市農業ふれあいセンターは、市が整備した施設であり、現在はJAや個人事業主（営農者等）が運営に携わっているが、整備後は北本市農業青年会議所、北本市商工会やNPO法人北本市観光協会のほか、包括連携協定を締結した事業者（関東グリコ株式会社、JTB、武蔵野銀行、学校法人日本薬科大学、北本郵便局、埼玉りそな銀行）などとも連携して事業展開を

図ることにより、来客者の増加とともに売上の増加、市内周遊観光が図られる。また、個人事業主（営農者等）、若い農業経営者と今後、より協働して施設運営を図ることにより、施設に持ち込む物産等の販路拡大と稼ぐ力を育てる一助となることが期待できる。なお、本拠点整備の内容については、平成30年度に前述の関係者が一堂に集まる会議を開催し、既に検討を進めている。

【政策間連携】

農業振興政策のみならず、観光政策や市民活動政策など多岐にわたる部署と事業連携し、各施策を展開する際に当施設を活用することで、施設の利用価値を高める。例えば、農業体験農園等の体験型施設の整備や、バスツアー観光客向けの体験型イベントの官民協働による企画・催行、施設内でのコミュニティサロン、料理教室など、農業、観光、健康、地域コミュニティによる地域創生施設の基軸施設として有効活用する。

【地域間連携】

東日本大震災及び原子力災害による福島県産品への風評被害を払拭するため、姉妹都市である福島県河沼郡会津坂下町の物産販売特設ブースを開設するなどしており、福島の復興を通じた農業の魅力、食育も引き続き市民に普及啓発していく。

【自立性】

今回の拠点整備により、交流人口や関係の人口の増加が見込まれるとともに、当施設における滞留人口の増加により、当施設の収益を増加し施設の維持管理費に充てることで自立した運営を図る。

また、当施設を指定管理施設に移行し、民間活力を導入して、農産物、加工品、特産品、飲食メニュー等の売上を向上させ、稼ぐ施設としての更なる自立を進める。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年6月に設定したKPIに基づき検証し、取組内容を評価したうえで、今後の改善策やさらなる推進策等の検討を行う。さらに毎年9月の議会において決算審査により検証を行う。

【外部組織の参画者】

- ① JA、商工会、観光協会、農商工業者等
- ② 北本市まち・ひと・しごと創生有識者会議
の2段階で検証を行う。

【検証結果の公表の方法】

書面及びホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 126,618千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 北本ブランド創出事業

ア 事業概要

「付加価値の高い農業の推進」のため、市内農産物等の地域資源を活用した地域ブランド化を図る。北本ブランドの創出により地域の特色ある農産物等の価値を高め、魅力を広く発信することで、持続的な農業経営の推進を図るとともに、新規就農者の確保や農商工の連携による市内産業の活性化、市内来訪者数の増加に繋げる。

具体的にはブランド化を図るための講演会や研究会の開催及びアクションプランの作成や、商談会、販売会の実施によるPR等を行い、地域農業の活性化を図る。

イ 事業実施主体

北本市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。